

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 2 日

尼崎市長 殿

提出者



住所 大阪市大正区三軒家東3-10-12

氏名 株式会社 きんぱい
代表取締役社長 関 雅之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06 - 6105 - 0888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 909559--株式会社 きんぱい 兵庫導管営業所

事業場の所在地 尼崎市内一円

計画期間 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	0641 総合工事業
②事業の規模	完成工事売上高 2億 6,670万円 (尼崎市のみの売上高)
③従業員数	総社員数-約350名 当事業所社員数--11名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場にて、「がれき類」発生→積替保管はせず、中間処理業者に直送→中間処理業者→再資源化し再生利用。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	排出量	1419 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の量に関しては、工場での排出とは異なり、大阪ガスよりの発注量の増減に左右されることとなります。 当社として、土砂入替の再利用他産業廃棄物の削減に努力いたします。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	排出量	1400 t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場ごとに発生した産業廃棄物に関しては道路占用範囲内にて分別して搬出。収集運搬の許可については、積替保管の許可がない為、その都度、現場より、直接処分業者へ運搬する為、分別保管する事はありません。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 当社は、自己中間処理については、実績がありません。 当社は、全て、産業廃棄物処分業者に委ねており、自社にて最終処分することはありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 同上		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 該当なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 該当なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	全処理委託量	1419 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1419 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 再生処理業者へ全量処理を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500	がれき類
	全処理委託量	1400	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t
	再生利用業者への処理委託量	1400	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	(今後実施する予定の取組) 再生処理業者へ全量処理を行う。(現状の取組を継続して行う)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

* 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1 責任者及び管理組織図

所属：兵庫導管営業所

統括責任者	職名	兵庫導管営業所所長
管理責任者	職名	兵庫導管営業所建設チーフ
廃棄物担当者	職名	兵庫導管営業所担当者

2 役割

統括責任者	産業廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
管理責任者	委託契約書の締結
	社員・関連会社に対する教育及び啓発
廃棄物担当者	産業廃棄物管理票の交付及び管理
	監督官庁への各種報告

約350名

3 廃棄物管理組織

